

利用者様への虐待防止に関する方針

株式会社リポート（以下「弊社」といいます）は、利用者様の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切ケアを一切行わないことと致します。また、虐待の発生防止に努めるとともに、早期発見・早期対応、再発防止について、全ての職員に周知し、本方針を遵守して高齢者福祉の増進に努めるものと致します

「虐待の定義」

（１）身体的虐待

利用者様の身体に外傷を生じ、又は著しく生じる恐れがある行為を加え、または正当な理由なく利用者様の身体を拘束すること

（２）性的虐待

利用者様にわいせつな行為をすること、または利用者様にわいせつな行為をさせること

（３）心理的虐待

利用者様に対し著しい暴言、著しい拒絶的な対応又は不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を言うこと

（４）介護放棄（ネグレクト）

利用者様を虚弱させるような著しい減食または長時間の放置、前３項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者様を養護すべき職務上の保護の義務を著しく怠ること

（５）経済的虐待

利用者様の財産を不当に処分すること、または利用者様から不当に財産上の利益を得ること

- 1 弊社は、虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次の通り虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者を定める等必要な措置を講ずる。

名 称：デイサービスパークウエル水車町（以下「事業所」） 虐待防止委員会

委員長：事業所の管理者

構成員：委員長、生活相談員、従業員の代表者、運営法人の本部職員

開 催：3か月に1度（虐待等が発生した場合は適宜開催する）

内 容：①委員会の組織に関すること

②虐待防止の為の方針整備に関すること

③虐待防止の研修に関すること

④虐待等発生時の対応及び再発防止に関すること

⑤その他本件事項に必要な

- 2 弊社は、虐待防止のために定期的に職員に対し研修を行います。
- 3 弊社は、虐待が発生した場合には速やかに札幌市に対し報告するとともに、その原因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合は役職位の如何に問わず厳正に対処致します。
- 4 弊社は、虐待等に関する苦情及び相談窓口を設置し、虐待防止及び早期発見に努めます。
- 5 弊社は、家族がいない利用者様または家族の支援が著しく乏しい利用者様に対し、権利擁護が図られるよう親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるように支援いたします。

令和3年11月1日

株式会社 リピート

代表取締役 椎谷 照雄